高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会条例をここに公布する。

令和5年4月1日

高知市長 岡 﨑 誠 也

## 高知市条例第38号

高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会条例

(設置)

第1条 高知市立学校のプールの今後の在り方について検討するため、高知市立学校のプールの今後の在り方 に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 検討委員会は、高知市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。
  - (1) 高知市立学校のプールの整備方針に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、高知市立学校のプールの今後の在り方について教育委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者
  - (3) 教育関係者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。 (委員の任期等)
- 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 教育委員会は、委員が職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに 適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 4 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。 (会議)
- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、 資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される検討委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。